

住みよいまちづくり新荘会 会 則

(名称及び事務所)

第1条 この会は、「住みよいまちづくり新荘会」(以下「新荘会」という。)と称し、事務所を新荘市民センター(新荘公民館)内に置く。

(目 的)

第2条 この会は、水戸市民憲章の推進、地域内相互の連絡調整、意見の交換及び事業の計画樹立を行い、豊かで潤いのある住み良い地域づくりを目的とする。

(組 織)

第3条 この会は、新荘学区内の町内会及び各種団体をもって組織する。

(事 業)

第4条 この会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦及び連絡調整に関すること。
- (2) 事業の企画立案に関すること。
- (3) 各種関係機関との連絡調整に関すること。
- (4) その他、この会の目的達成に必要な事項。

(役 員)

第5条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 部 長 6 名
- (4) 事務局長 1 名
- (5) 理 事 若干名
- (6) 監 事 2 名

(役員を選出)

第6条 会長、副会長、部長、事務局長は町内会及び各種団体の代表の選考により選出し、総会において決定する。

2 会長は、理事及び監事を指名し総会の承認を得る。

(顧問)

第7条 この会に、顧問を置くことができるものとし、総会の同意を得て会長が委嘱する。

(参与)

第8条 この会に参与を置き、総会の同意を得て会長が委嘱する。

2 参与は、この会の重要事項について参画することができる。

(役員の仕事)

第9条 会長は、この会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。

3 部長は、各部の企画運営にあたる。

4 事務局長は、この会の事務を総括し、会計を担当する。

5 理事は、この会の運営推進にあたる。

6 監事は、この会の会計を監査する。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第11条 この会の会議は、総会及び役員会とする。

2 会議の議長は会長がこれにあたる。ただし、必要に応じて会長は別に議長を指名することができる。

(総会)

第12条 総会は、第3条に規定する組織をもって構成し、年1回会長が召集する。

2 会長が必要と認めるときは、臨時に総会を召集することができる。

3 総会は、最高議決機関として次の事項を議決する。

- (1) 事業計画に関すること。
- (2) 予算及び決算に関すること。
- (3) 会則等の改廃に関すること。
- (4) 役員の承認に関すること。
- (5) その他の重要な事項に関すること。

(役員会)

第13条 役員会は、会長、副会長、各部長、事務局長、理事をもって構成し、会の運営に関する事項を審議する。

(会議の議決)

第 14 条 会議の議決は、出席者の過半数をもってこれを決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専 門 部 等)

第 15 条 この会の事業を円滑に実施するため、次の専門部を置く。

(1) 総務・自治部

イ 会の運営、行政等の委託事務、市民憲章、町内会活動の推進、防犯及び連絡調整に関すること。

ロ その他各部に属しないもの。

(2) 広報部

広報一般に関すること。

(3) スポーツ・レクリエーション部

スポーツ・レクリエーションに関すること。

(4) 生活環境部

公害防止、清掃、緑化推進及び都市の整備に関すること。

(5) 福祉厚生部

社会福祉、交通安全及び青少年健全育成に関すること。

(6) 防災委員会

防災に関すること。

2 専門部に、部長及び副部長を置き、副部長は部員の互選によって選出する。

3 第 1 項に掲げる専門部のほかに必要に応じて委員会を置くことができる。

その場合、第 2 項を準用し、部長を委員長に副部長を副委員長に読み替えるものとする。

(会 計)

第 16 条 この会の経費は、会費及びその他の収入をもってあてる。

2 会費は、1 世帯当たり 100 円に新荘会会計年度の始まる年の 1 月 1 日現在の各町内会市報配布世帯数を乗じた額とする。

3 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(委 任)

第 17 条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

付 則

この会則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

この会則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

この会則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

この会則は、平成 19 年 5 月 12 日から施行する。

会則第 3 条に規定する各種団体

- (1) 水戸市社会福祉協議会新荘支部
- (2) 新荘地区高齢者クラブ連合会
- (3) 新荘女性の会
- (4) 新荘小学校 P T A
- (5) 水戸第一中学校 P T A
- (6) 新荘学区連合子供会
- (7) 新荘地区民生委員児童委員協議会
- (8) 新荘地区食生活改善推進員
- (9) 新荘地区保健推進員
- (10) 新荘地区商店連合会
- (11) 水戸市体育指導委員
- (12) 新荘地区内女性防火クラブ
- (13) 新荘公民館定期講座連絡協議会

住みよいまちづくり新荘会 役員選考内規

会則第 6 条の役員選出について、下記の通り定める。

(選考委員会の設置及び構成)

第 1 条 住みよいまちづくり新荘会役員を選考するにあたり、選考委員会を設置する。

2 選考委員会は、町内会 3 名、社協新荘支部 1 名、高齢者クラブ 1 名、女性の会 2 名、民生委員協議会 1 名、体育指導員 1 名、子供会 1 名の各団体代表 10 名により構成する。

(選考委員会の役員)

第 2 条 選考委員会は、委員の互選により委員長 1 名、副委員長 1 名を選出する。

(選考する役員)

第 3 条 選考する役員は、次のとおりとする。

会長 1 名、副会長若干名、部長 6 名、事務局長 1 名

(役員の被選考基準)

第 4 条 水戸市新荘地区に居住し、地域のリーダーとしての資質と経験を有し熱意をもってその役職を全うしうる者とする。

(その他)

第 5 条 役員選考の具体的な方法等については、選考委員会において協議する。

付 則

この内規は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

この内規は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

この内規は、平成 19 年 5 月 12 日から施行する。

新莊地区防災対策委員会会則

(名称及び事務所)

第1条 住みよいまちづくり新莊会（以下「新莊会」という。）会則第15条第3項に基づき、新莊地区防災対策委員会（以下「委員会」という。）を設置し、事務所を新莊市民センター(新莊公民館)内に置く。

(目的)

第2条 委員会は、新莊地区における防災対策の総合的かつ効果的な推進とその普及を図り住民本位の安全で住みよい地域づくりを目指し、地区内の連絡調整、予防対策、防災訓練計画の策定を行い、災害発生時の際に有効適切な各種の防災活動ができる防災組織の確率を期すことを目的とする。

(組織)

第3条 委員会は、新莊会の総会で決定した委員長と委員長の任命した委員で構成する。

(事業)

第4条 委員会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 地区防災計画の策定に関すること。
- (2) 防災訓練の企画立案に関すること。
- (3) 地区防災に関連のある各種団体、関連機関との連絡調整に関すること。
- (4) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (5) 地区内の各町内自主防災会の組織の充実、促進に関すること。
- (6) その他委員会の目的達成に必要な事項。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

- 2 委員会の事業のうち、地区防災計画の策定等重要な事業については、第6条の災害対策本部で決定する。

(災害対策本部)

第6条 委員長は、新莊会会長と協議して防災対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、および地震その他の災害による被害の防止および軽減を図るため、災害対策本部を設置することができる。

- 2 災害対策本部の長は、新莊会会長をもって充てる。
- 3 災害対策本部に、災害対策副本部長を置き、新莊会の副会長、参与をもって充てる。
- 4 災害対策本部員は防災対策委員会の委員をもって充てる。
- 5 災害対策本部に、班を置き、班の名称及び所掌事務は、別表のとおりとする。
- 6 災害対策副本部長は、班長と協議して必要に応じて町内会長及び新莊会会則第3条の各種団体の会員を班員に加えることができる。

(支部組織)

第7条 この委員会の事業を円滑に実施するため町内会等に防災対策委員会支部を置くことができる。

付則

この会則は平成10年 4月 1日から施行する。

この会則は平成19年 5月12日から施行する。

別表 (第6条関係)

名 称	所 掌 事 務
対策本部	(1) 防災組織の編成及び任務分担に関すること。 (2) 災害時の指導及び各種訓練の総括に関すること。 (3) 防災に関する知識の普及に関すること。 (4) 防災計画の作成に関すること。 (5) 防災訓練の指導に関すること。
情報連絡班	(1) 市広報、ラジオ等による情報の収集、住民への伝達及び地区内の被害状況の把握に関すること。 (2) 本部との連絡等に関すること。 (3) 防災機関及び隣接団体との連絡に関すること。
防災指導班	(1) 家庭及び地域における防災上の注意事項に関すること。 (2) 消火器の使用に関する知識の普及に関すること。 (3) 消火作業等の指導教育に関すること。 (4) 火気使用器具等に関する知識の普及に関すること。
救出救護班	(1) 負傷者の救出救護及び医療機関との連絡に関すること。 (2) 救護法及び応急手当の方法等についての指導教育に関すること。 (3) 救護場所の選定及び周知に関すること。 (4) 救護方法等有資格者の調査に関すること。
避難誘導班	(1) 集合場所の選定及び周知に関すること。 (2) 避難経路等の調査点検に関すること。 (3) 避難誘導及び避難訓練の指導教育に関すること。 (4) 老人、病人、児童等の避難誘導に関すること。
給食給水班	(1) 食料の炊き出し及び配分に関すること。 (2) 飲料水の確保及び給水に関すること。
児童対策班	(1) 登下校時における児童及び生徒の避難誘導に関すること。

新 莊 地 区 住 民 組 織 図

